

GRAB キックボクシングスタジオ 会員規約

第1条(名称)

本施設は「GRAB キックボクシングスタジオ」(以下「当ジム」という)と称します。

第2条(目的)

当ジムはキックボクシング及びフィットネス活動を通じて、会員の健康維持、体力向上及び技術向上を目的とします。

第3条(会員)

会員とは、本規約に同意し、当ジムが入会を承認した者をいいます。

第4条(入会資格)

当ジムの会員は次の条件を満たす方とします。

1. 本規約及び施設ルールを遵守できる方
2. 健康状態に問題がなく運動が可能な方
3. 医師から運動を禁止されていない方
4. 暴力団その他反社会的勢力に関係していない方
5. 未成年者の場合、保護者の同意を得ている方
6. 妊娠中の方は医師の許可のもと自己責任において施設を利用するものとします
7. 当ジムが不相当と判断した者でない方

第5条(入会手続)

入会希望者は所定の入会申込書を提出し、当ジムが定める入会金及び会費等を支払うものとします。

第6条(入会金)

一度納入された入会金は理由の如何を問わず返金いたしません。

第7条(会費)

会員は当ジムが定める会費を支払うものとします。

第8条(会費支払義務)

会員は施設利用の有無に関わらず、退会手続が完了するまで会費支払い義務を負うものとします。

第 9 条(会費滞納)

会費を 2 ヶ月以上滞納した場合、当ジムは会員資格の停止または除名を行うことができます。

第 10 条(学生会員)

1. 学生会員は在学中であることを条件とします。
2. 当ジムは必要に応じて学生証等の提示を求めることがあります。
3. 卒業、退学、就職等により学生でなくなった場合、または学生であることが確認できない場合は翌月より一般会員へ変更されます。

第 11 条(未成年会員)

未成年者が入会する場合、保護者の同意を必要とします。

第 12 条(キャンペーン入会)

1. 当ジムが実施する入会キャンペーンにより入会した場合、当ジムが定める在籍条件が適用されます。
2. キャンペーン適用会員は、入会日より 6 ヶ月間の在籍を条件とします。
3. 在籍期間が 6 ヶ月未満で退会する場合、違約金として 11,000 円(税込)を支払うものとします。
4. 違約金の支払いが完了するまで退会手続きは完了しないものとします。
5. キャンペーン内容および条件は当ジムが別途定めるものとします。

第 13 条(スポーツ保険)

当ジムでは安全管理の観点から、すべての会員にスポーツ保険への加入を義務付けています。

会員は保険加入後にトレーニング及びジム活動へ参加するものとします。

未加入の場合は施設利用できません。

第 14 条(施設利用)

会員はスタッフの指示及び施設ルールに従い施設を利用するものとします。

第 15 条(会員証)

1. 当ジムは会員証を発行します。
2. 会員は施設利用時に会員証を持参するものとします。
3. 会員証は本人のみ使用でき、貸与または譲渡を禁止します。

4. 紛失または破損した場合は速やかに申し出るものとします。
5. 再発行手数料は 1,100 円とします。
6. 会員資格を喪失した場合、会員証は速やかに返還するものとします。

第 16 条(禁止行為)

会員は次の行為を行ってはなりません。

1. 他会員への迷惑行為
2. 暴力、威嚇、誹謗中傷
3. 勧誘または営業行為
4. ナンパ行為、ストーカー行為
5. 無断撮影、録音、配信
6. 酒気帯び状態での施設利用
7. 施設設備の破損行為
8. その他当ジムが不適切と判断する行為

第 17 条(刺青・タトゥー)

刺青(タトゥー)を有する会員は、施設利用時に他の会員へ威圧感や不快感を与えないよう配慮するものとし、必要に応じて衣類やサポーター等で覆うものとします。当ジムが施設運営上不適当と判断した場合、刺青(タトゥー)の露出を制限することがあります。

第 18 条(スパーリング)

スパーリング等の対人練習は危険性を伴うため、会員は自己責任において参加するものとします。

第 19 条(事故及び怪我)

施設利用中の事故や怪我について、当ジムに故意または重大な過失がある場合を除き責任を負いません。

第 20 条(免責)

施設利用中に生じた怪我、盗難、紛失その他の損害について、当ジムは責任を負わないものとします。

第 21 条(会員間トラブル)

会員同士のトラブルについて当ジムは責任を負いません。

第 22 条(貴重品管理)

貴重品の管理は各自の責任において行うものとし、盗難、紛失等について当ジムは責任を負いません。

第 23 条(損害賠償)

会員が施設設備または他の会員に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとします。

第 24 条(利用制限)

会員が本規約または施設ルールに違反した場合、当ジムは施設利用を制限または禁止することができます。

第 25 条(除名)

会員が規約違反または施設運営に支障をきたす行為を行った場合、当ジムは除名することができます。

第 26 条(退会手続)

会員が退会を希望する場合は、当ジム所定の退会届を提出し、当ジムが受理することにより退会手続きが完了するものとします。

第 27 条(退会方法)

電話、メール、SNS、口頭等による退会の申し出は退会手続きとして認められません。

第 28 条(退会期限)

退会届は毎月 10 日までの提出で当月末退会、11 日以降は翌月末退会となります。

第 29 条(休会)

1. 会員が怪我、病気、長期出張その他やむを得ない事情により施設を利用できない場合、当ジム所定の休会申請書を提出することにより休会することができます。
2. 休会申請は前月 10 日までに手続きを行うものとします。
3. 休会期間中は、休会費として月額 1,100 円(税込)を支払うものとします。
4. 休会期間が終了すると、翌月より通常どおり会費の口座引き落としが行われます。
5. 休会を延長する場合は、必ず前月 10 日までに再度休会手続きを行うものとします。

第 30 条(感染症)

インフルエンザ、新型コロナウイルス等感染症の疑いがある場合、施設利用を控えるものとします。

第 31 条(不可抗力)

災害、感染症の流行、行政機関の要請等により営業が困難となった場合、施設利用を制限または休止する場合があります。

第 32 条(営業時間)

営業時間および営業日は当ジムが別途定めるものとします。

第 33 条(防犯カメラ)

施設内の安全管理のため防犯カメラを設置し録画を行います。

第 34 条(写真及び動画の利用)

ジム活動の様子を撮影し、ホームページ、SNS、広告等に使用する場合があります。

第 35 条(SNS 及び誹謗中傷)

会員は当ジムまたは他の会員に対する誹謗中傷、虚偽の情報発信、名誉を毀損する行為を SNS、口コミサイトその他インターネット上に投稿してはなりません。

このような行為が確認された場合、当ジムは会員資格の停止または除名等の措置を行うことがあります。

第 36 条(運営管理)

当ジムは施設利用規則、営業時間、プログラム内容、会費その他の諸料金を必要に応じ変更することができます。

第 37 条(届出事項変更)

住所、電話番号、メールアドレス等の登録情報に変更があった場合、会員は速やかに当ジムへ届け出るものとします。

第 38 条(規約変更)

本規約は必要に応じ変更することがあります。

附則

本規約は当ジムが定めた日より施行します。

既存会員にも適用されます。

令和 8 年 3 月 16 日 規約改定施行